

編会ヨリ寄贈

アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

小原 敬 士

一 はしがき

「大企業に對するアメリカ人の態度は贊成と疑惑との混合物である。われわれの多くはわが國經濟の能力の増大ということを中心に刻み付けている。われわれはそれがきわめて高い生活程度を與えていることをみとめる。そしてわれわれは大企業の功績の力をみとめる。われわれは巨大な家庭器具製造業者、製油業者、自動車會社、連鎖店や百貨店の品物を買う。われわれは大會社に自分たちの貯蓄を投資する。われわれは彼らのために働く。われわれは國防のためにはかる彼らの經營的技術的熟練を大いに頼りにしている。

しかし、多くのアメリカ人は大企業が自由社會の經濟的基礎に對する脅威となつてゐるという疑惑をもつ

ている。そのような懸念の主な要素は、大企業の擡頭はますます少數の巨大會社の手に經濟力の集中をもたらしたとしたこと、これらの巨大會社は獨占的であり搾取的であるということ、したがってわれわれはますます競争の減退によつて苦しむということ、また、そのような過程は、われわれの經濟ばかりでなく、民主政體の存続をも脅かすということである。」(A. D. H. Kaplan)

「このような逆行的運動〔獨占の肯定〕は政策の點で二重の代價を強いる。逆行の一步毎に連邦の獨占禁止政策はますます衰弱的、混迷的、制限的となり、競争を維持する上にますます力弱く、獨占の攻勢に抵抗する上にますます意氣地なくなる。獨占がますます大きな經濟力とますます一般的な社會的承認の方向にむ

かつて進む度毎に、連邦政府はますます獨占に對して卑屈となり、ますますそれに頼るようになり、ますますそれに對して特權、保護、助成などの恩恵を與える傾向となる。」(Walter Adams)

最近のアメリカにおける經濟集中の進行と巨大企業的發展は、それを否定するようないろいろな經濟學的計測や見解にもかかわらずひとつの歴然とした事實であるが、そのような現實に對應して、獨占をめぐる經濟思想においても、また獨占に對する連邦政府の政策においても、多くの動搖と混迷があらわれている。

- (1) A. D. H. Kaplan and Alfred E. Kahn, *Big Business in a Competitive Society*, 1954. The Brookings Institution, Reprint No. 3, p. 1.
- (2) Walter Adams and Horace M. Gray, *Monopoly in America. The Government as Promoter*, 1955, p. 1.

二 反トラスト論議の再燃

最近アメリカでは獨占の功罪に關する經濟學的乃至法律學的論議が再び力強く燃え上ってきたようにみえるが、殊に最近においては、經濟集中や大企業的發展を積極的に肯定し辯護しようとする論議が數多くあらわれて

いることが注目をひく。それは、かつて獨占暴露論者たち (muckrakers) がさかんに活動していた十九世紀末から二十世紀初頭の頃の情勢⁽¹⁾とはすっかりちがっている。例えば最近の獨占擁護論の主なものをおげてみると、次のようなものがある。

- Peter F. Drucker, *The Concept of the Corporation*, 1946. Ditto, *The New Society*, 1950.
- The Editors of *Fortune*, *The Permanent Revolution*, 1951.
- Harold Fleming, *Ten Thousand Commandments. A Story of the Antitrust Laws*, 1951.
- Clare Griffin, *An Economic Approach to Antitrust Problems*, 1951.
- Clarence B. Randall, *A Creed for Free Enterprise*, 1952.
- David Libionthal, *Big Business, A New Era*, 1953.
- A. D. H. Kaplan and Alfred E. Kahn, *Big Business in a Competitive Economy*, 1953.
- Howard R. Bowen, *Social Responsibilities of the Businessman*, 1953.

Adolf Berle, *The 20th Century Capitalist Revolution*, 1954.

これらの書物は要するに大企業の發展は經濟進歩の過程における必然的な現象であること、それは近代の生産技術の進歩と國防の充實を實現する上にむしろ必要であること、またそれは國民の所得と雇用の水準を高め、一般的經濟福祉の向上をもたらす上に有用でもあること、そして、大企業の擡頭とその下への經濟力の集中は、それが眞の意味の「獨占」をもたらさず、「寡占」(oligopoly)をもたらすだけに止まるかぎり、必ずしも「競争」を窒息せしめるものではなく、むしろ「效果的な競争」(workable competition)を促進し、それを通じて商品の品質の改善と價格の低廉化をもたらすものであり、したがってそれは決して、自由競争原理を基礎とする民主主義的自由企業體制と矛盾するものではなく、むしろ、そのような體制の維持と進歩に役立つものであること、などを主張しようとしたものであって、そのような考え方は結局、當時のユー・エス・スチールの社長ベンジャミン・フェアレス (Benjamin F. Fairless) のセラー委員會における次のような證言の中に最も簡潔に言いつ

くされている。彼はこう言った。

「ユー・エス・スチールは、大國民が戦時と平時において同社に要求した大仕事をやるために——それをうまくやるために、大きくならなければならなかったがゆえに大きいのである。それはアメリカが成長するにしたがって成長した。そしてそれは、その途上の一步毎にアメリカの成長、繁榮および安全保障に向って貢獻した。」

しかしながら、これらの「效果的競争」論者たちの最後の目的は、單に大企業が存在理由を正當化するばかりでなく、次の二つのことを實現することであった。つまりそれは、

(一) 大企業に對する國民大衆の敵對的態度は、かつては理由あるものであったかもしれないが、いまは時代おくれであることを強調して世論の轉換をはかること、

(二) シャーマン法、クレイトン法、連邦取引委員會法等の獨占禁止諸法の改正、もしくは少くともその解釋と施行の緩和を要求すること、中でも「單なる企業規模の大きさ」もしくは特定商品の市場における賣手の少数性は違法とならぬような法律解釋を要求することであった。

獨禁政策の修正についての具體的提案は論者によって區々であるが、共通な點は、企業の状態を判定する場合に、「構造的」基準 (structural standards) よりもむしろ「業態」 (performance standards) を重要視しようとするものであり、また企業の獨禁法に關する違法性を問題とする場合に、いわゆる「無條件基準」 (per se rule) よりもむしろ「條理の基準」 (rule of reason) を尊重しようとするものである。この場合「構造的基準」というのは、例えば、市場における賣手や買手の數、販賣並びに仕入方法の性質、企業間の協定の存在と性質、企業參加率などであるが、新しい「有效競争理論」の論者からみると、このような基準はややもすれば競争相手にうち勝った成功的競争者を非難することになるから、政策の指導原理としては不適當であると考えられる。これに反して「業態」というのは、例えば新しい製品や技術の開発、一定期間における生産費や價格の引下げ、國防に對する貢獻、競争者、供給者、消費者などに關する非收奪的な行動といったような企業の行動を意味するものであるが、もともと競争の促進を目的とする獨禁法の趣旨

にそのものと考えられる。

また「無條件基準」というのは、獨占、價格決定共同行為、排他的契約、拘束的契約等、企業の行為そのものをもって違法性判定の基準としようとするものであり、「條理の基準」というのは、企業の行為そのものの以外に公共の利益、企業の社會的意義その他の條件を斟酌することにより一層廣い立場に立つて違法性の判斷をおこなおうとするものであるが、「新競争」論者たちが、前者よりも後者を尊重しようとすることは當然である。

Ten Thousand Commandments の著者ハロルド・フレンジングは、「本法廷の見解によれば、單なる企業規模は、それが獨占到達する點まで擴大しないかぎり、シャーマン法に對する違反ではない。……しかし、企業規模は濫用の機會をとまなうものであり、そのような機會が過去において利用されたことが明かである場合には、それは無視することができない、」というアルコア事件におけるラーネッド・ハンド (Learned Hand) 判事の見解や、「合衆國對ユー・エス・スチール事件においては、單なる企業規模は法律違反ではないといわれた。……しかし、規模はもちろん獨占力のひとつのイーヤマークで

(5) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

ある」というダグラス (Douglas) 判事の意見を批判し、「獨占力」というのは結局「經濟力」に外ならないから、それを基準にして企業の獨禁法違反を判定することは不當であると主張して次のように言っている。

「いかなる種類の經濟力をもついかなる企業もいまや無條件にシャーマン法違反となる。そして、もしも比喩があてはまるならば、高々一本の萬年筆をもっている市民でも同じように罰金を課せられ、投獄されるかもしれない。『犯意』は證明する必要がない。警官は大捕者の日を迎えるだろう。これは法律の破壊である。」

その反面、最近には再び大企業に對する攻撃の論議も高まりつつある。そのような論議の二三のものをあげるならば次のようなものがある。

T. K. Quinn, *Giant Business, Threat to Democracy*, 1952.

Do, *Giant Corporations, Challenge to Freedom*, 1956.

Fritz Machlup, *The Political Economy of Monopoly*, 1952.

Ward S. Bowman, "Toward Less Monopoly" (*University of Pennsylvania Law Review*, 57, March 1953.)

J. D. Glover, *The Attack on Big Business*, 1954.
Walter Adams and Horace M. Gray, *Monopoly in America, The Government as Promoter*, 1954.

マンハルプの『獨占の政治經濟學』(一九五二年)は、各種の政府政策、例えば特許法、關稅、租稅政策、物價統制、勞働立法等が大企業の成長を助長し、新企業の市場參加を阻害した事情を説明するとともに、そのような政策の適當な變更と獨禁諸法の一層嚴格な適用をもってすれば競争から離反しようとする傾向を逆轉させることができることを主張しようとしたものであった。ウォーター・アダムスの『アメリカの獨占』(一九五四年)もほぼそれと同じ狙いをもった書物であるが、しかし、アダムスの場合においては、連邦政府が公益企業の規制、租稅並びに支出政策、軍需調達、餘剩財産處理、原子力立法等の方法によって現實に大企業の成長を促進させ、競争を窒息させたいきさつを、非常に豊富な新しい資料を基礎として一層詳細適確に説明している。ボウマンの

「獨占を少くする方策」と題する長い論文は、現在の獨禁政策の法的基礎を擁護するとともに、大企業の解體を目指す急進的措置の經濟的利益を説明しようとしたものである。彼はアルコア事件をとり上げて、一五パーセント、二〇パーセントもしくは三〇パーセントの市場分前をもつ會社に對し、シャーマン法第二條を適用することの妥當性を主張する。彼はまた、製鋼業の企業分析を基礎として、企業規模と産業能率との關係を検討し、最大會社は能率的に機能するためには必ずしも現在のような經營規模をもつ必要はないと結論する。この點において、クインの『巨人企業』もほぼ同じような結論を出している。彼はかつてゼネラル・エレクトリックの副社長として家庭器具部門を擔當していたひとであるが、經營者としての豊富を體驗を語った後に、「獨創的な發明は割合から言つて小組織よりも大組織においてより豊富であるわけではない」という結論に達している。例えば「電氣器具産業においては、優良な洗濯機は巨大會社によってではなく、一つか二つの製品に専門化している比較的小さい獨立會社によって生産された。レインジ、真空掃除器、ラジオ、トースター、ミックスサー、冷蔵庫、

煽風器、柱時計、電熱器、エア・コン、デション装置などについても同じことがいえる、⁽⁴⁾と彼はいう。グローヴァー『大企業に對する論難』(一九五四年)は、獨占の大企業の經濟的、政治的、文化的、道德的弊害についての十九世紀以來の諸批判をとりまとめ、最後に大企業經營者の今後の在り方、行動方針についての著者の見解を披瀝したものであるが、われわれはそれによつて、反獨占思想がアメリカの思想史においていかに長い傳統と深い社會的基礎をもっているかを十分に理解することができ

- (1) その頃の獨占をめぐる論争については拙稿「アメリカにおける獨占資本論争史」(『經濟思潮』第十二集、昭和二十四年十月)を参照されたい。
- (2) Carl Kayser, "Looking Around. Books about Competition. *Harvard Business Review*, May-June, 1954.
- (3) Harold Fleming, *Ten Thousand Commandments. A Story of the Antitrust Laws*, 1951, p. 66.
- (4) T. M. Quinn, *Giant Business. Threat to Democracy*, 1953, p. 114.

三 最近における集中と獨占

(7) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

このような最近における獨占論議の再燃は、第二次世界大戦後のアメリカにおいて、獨占禁止政策を勵行しようとした連邦取引委員會や司法省の努力にもかかわらず、實際にはあらゆる産業部門において産業集中が進行し、大企業がますます大きくなってゆくという經濟的現實の反映に外ならなかった。

それでは、最近のアメリカにおける産業集中の實情はどうなっているか。これについては

1. Federal Trade Commission, *Report of the Federal Trade Commission on the Concentration of Productive Facilities*, 1947.
2. Do., *Federal Trade Commission Report on Corporate Mergers and Acquisitions*, 1955.
3. Do., *Changes in Concentration in Manufacturing, 1935 to 1947 and 1950, 1954.*
4. Senate Subcommittee on Antitrust and Monopoly, *Concentration in American Industry*, 1957.
5. Subcommittee on the Judiciary of the House of Representative, *Bank Mergers and Concentration of Banking Facilities*, 1952.

などの資料がある。

そのうち *The Concentration of Productive Facilities*, 1947. によると、その當時におけるそれぞれの産業部門の諸會社の、「純資産」を基準とする産業集中度は次のような四つの段階に分れる。⁽¹⁾

(1) 過度集中。この場合においては、當該産業部門において三つもしくはそれ以下の會社が、その部門に屬する全會社の純資産總額の六〇パーセント以上を支配している。このような過度の集中度を示す産業は次のようなものである。

産業分類	三會社の支配率
アルミニウム	一〇〇・〇
錫罐及び錫器	九五・三
リノリウム	九二・一
銅精鍊	八八・五
卷煙草	七七・六
蒸溜飲料	* 七二・四
鉛管設備	七一・三
ゴム・タイヤ	七〇・三
事務用機具	六九・五
自動車	六八・七
ビスケット・クラッカー等	六七・七

農機具
食製品

六六・六
六四・〇

* 總資産を基準とした比率

(2) 高度集中。これは、五乃至六の會社がその産業部門全體の會社の純資産の六〇パーセント以上を占めている場合である。製鋼業の場合などはその典型であつて、この部門では最大の一會社が全設備の二八・六パーセントを占め、最大の二會社で四二・〇パーセント、次の四大會社を入れると、六三・四パーセントの支配率となる。この部類に屬する産業は次のものである。

産業分類

六社以下の支配率

硝子及び硝子器

六九・九

じゅうたん及び毛布

六六・三

酪農品

六六・三

第一次製鋼

六三・四

化學工業

六二・七

航空機及び部品

六〇・四

(3) 適度集中。これは一一乃至一五の會社によつて六〇パーセントの設備支配が達成されている場合である。その實例は製靴工業(ゴム靴を除く)であつて、この産業では最大の一會社が同産業の純資産總額の二四パーセントを所有しているが、それ以後は集中度がゆるやかに高

まり、最大一五會社が全設備の五八パーセントを占めて
いる。その外、次のような産業がこの部類に屬する。

産業分類

會社數

支配率

電氣機具

一四

六〇・一

製粉工場製品

一四

五六・六

藥劑

一四

五三・八

罐詰

一五

五九・二

製靴

一五

五七・五

(5) 低度集中。パン製品、羊織物製品などの産業がこれに屬する。毛織物業の場合においては最大會社アメリカン・ウールン・カムパニーだけで、その産業部門の全設備の一六・七パーセントをもっているが、自後は集中度が低まり、最大八社を合わせてもその支配率は三六・四パーセントにすぎない。

ほぼそのようなものが第二次世界大戰直後の頃の産業集中狀況であつたが、そのような集中度はその後ますます高まる傾向を示している。上院の「反トラスト・獨占小委員會」の報告によると、一九四七年と一九五四年との間の集中度の變化は次の通りである。

四大會社への集中度の變化

(9) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

四大會社 集中度		産業數	
八〇—一〇〇パーセント	一九四七年	二〇	一九五四年
七〇—七九	二三	一八	二四
六〇—六九	一七	二三	二五
五〇—五九	三二	二六	二七
四〇—四九	二六	二六	二七
三〇—三九	二五	二七	二七
二〇—二九	三九	三六	三五
二〇以下	三二	三五	三五
合計	二二四	二二四	二二四

殊にほぼ一九五〇年以後においては、企業合同 (merger) 運動がいくじろしく促進されたが、それが産業集中を高度化する方向に作用したことは疑いが無い。連邦取引委員會の *Report on Corporate Merger and Acquisitions, 1955*. によると、一九五一年一月一日乃至一九五四年七月三十一日までの間に株式會社の合併した件數は次の通りであった。⁽³⁾

一會社による 買収記録數	買収會社數	買收件數
一	一、〇〇六	一、〇〇六
二	二一八	四三六
三	五八	一七四

四三	一七	一五	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	計一、三六二	二、一三五
四三	一七	一五	一二	一一	一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	一	計一、三六二	二、一三五

中でも、化學、纖維、自動車などの産業部門の企業合同運動はきわめて活潑であった。

(1) 化學工業においては一九五四年におこなわれたオリン並びにマチーソン兩社の企業合同がもっとも重要であった。マチーソンは二年前にE・R・スクイブ・エンド・サンズ (同社は一九五二年、マチーソンの一億二、七〇〇萬ドルに對して一億〇二〇〇萬ドルの純賣上高をもっていた。) を買収したが、一九五四年にまたオリン會社を併合し、兩社の總資産は五億八、四〇〇萬ドル

となった。

(2) 纖維工業部門においては二つの重要な企業合同がおこなわれた。一九五四年には、總資産が四億二、八〇〇萬ドルに上るバーリントン・ミルス、バシフィック・ミルスおよびグッドール・サンフォードの各社が合同したし、またアメリカン・ウールン、テキストロンおよびロビンズ・ミルスの企業合同によって資産二億ドルのテキストロン・アメリカン株式會社が設立された。この二つの大合同の外に多くの小さな、しかし同じように重要な意味をもつ企業合同が現われた。J・P・ステイーヴンスはジョン・P・マギア會社を買収したし、ローウェンスタインはワムサッタを併合した。ボタニー・ミルスとプリンストン・ウーステッドの合同、ユナイテッド・マーチアーツとA・D・ジュイリアードとの合同もこの時期のことであった。

(3) 自動車工業の分野においては、スケジュールベーカーとバックカード、ナッシとハドスン、リーリスとカイザーといったような三組の企業合同がおこなわれた。これらの諸會社の資産總額は約八億ドルであるが、しかし、それはゼネラル・モーターズ、フォードおよびクライスラ

の三大會社の總資産に比べれば一〇パーセントにも當らない。またアメリカの自動車産業は一九四九—五四年の五年間に、設備の擴張や近代化のために約四六億ドルを投下しているし、一九五四年一年だけでも自動車工業の資本財支出は一三億五、〇〇〇萬ドルに上っているから、前記三社の企業合同は相對的にはそれほど大規模なものではないけれども、それでも同産業部門における産業集中を促進する要因となったことはもちろんである。

(4) その他、企業合同として注目すべきものは一九五六年一月に起ったベツレヘム製鋼會社（總資産一七億ドル）によるヤングスタウン鋼板鋼管會社（總資産五億ドル）の合併計畫である。ユー・エス製鋼に次いでアメリカ第二の製鋼會社であるベツレヘムは全國の鐵鋼製品生産高の一四・五パーセントを占めていたが、中西部においてはその生産比率は四・三パーセントであった。そこでベツレヘムはヤングスタウン鋼板鋼管會社を合併することによって中西部における競争的地位を高めるとともに、シカゴ地區における鋼管製造能力をも獲得しようとしたのである。しかし、そのような企業合同は、兩社間の競争の排除となることはもちろん、過度の經濟集中と

(11) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

なり、他の中小鐵鋼會社に對するベツレーム社の競争上の地位を有利にし、競争の侵害となるおそれがあるために、法務省によってクレイトン法第七條の違反とみなされ、ニューヨーク州地方裁判所に民事訴訟が提起されている。

(1) F. T. C., *The Concentration of Productive Facilities*, 1947. pp. 16—19.

(2) Senate Subcommittee on Antitrust and Monopoly, *Concentration in American Industry*, 1957. p. 33. ともに集中度の計測についてはいろいろな方法がおこなわれており、その判定についてもいろいろと異論の餘地がある。Chamber of Commerce of the United States, *The Significance of Concentration Ratios*, 1957. Do., *The Statistical Basis of Concentration Ratios*, 1957. 参照。

(3) Federal Trade Commission, *Report on Corporate Mergers and Acquisitions*, 1955. p. 6.

(4) A. D. H. Kaplan, "The Current Merger Movement Analyzed," *Harvard Business Review*, May-June, 1955. p. 93 ff.

四 連邦政府の獨占禁止政策

このような諸産業部門における集中もしくは獨占化の

傾向に對して、アメリカの連邦政府はいかなる政策をとったであろうか。

一九三三年から一九五二年までつづいた民主黨政府のもとにおいては、ほぼ一貫して積極的な反トラスト政策がとられた。戦後においても、トルーマン大統領は一九四七年一月六日の教書において、戦争の結果「全産業は巨大な一社または數社によって支配されており、彼らは高利潤維持の立場から生産制限などをおこなうことができるが、そのために雇用と購買力はいちじるしく低下している」ことを指摘し、政府はその第二に重要な政策として獨占禁止法の強力な運用をおこなうべきことを聲明したし、一九五〇年、國防生産法を制定するに當つても、競争的な自由企業體制の枠内において國防産業の發展をはかるという方針を明らかにした。同年にはまた、企業合同の制限を強化することを目的としたクレイトン法の一部改正⁽¹⁾がおこなわれた。

一九五二年、大統領選舉において勝利を占めた共和黨も「アメリカの誇りとする自由企業體制を、獨占や不正な取引慣行から一層保護しなければならない」と聲明して、獨占禁止政策を勵行する方針を明らかにした。一

九五三年六月、法務省が反トラスト政策に關する聲明書を發表し、法務長官のもとに反トラスト法全國調査委員會⁽²⁾ (Attorney General's National Committee to Study the Antitrust Laws.) を設けたことも政府のそのような方針の反映であると考えられた。

それでは、實際にどのような獨占禁止政策がとられたであろうか。それを見るために、第二次大戰後にとり上げられた主な獨禁法違反事件をあげてみると、およそ次の通りである⁽³⁾。

(1) **アルコア事件**。これは、アメリカ・アルミニウム會社がアルミニウムの取引の九〇パーセントを獨占していることが、シャーマン法第二條の違反であるとみなされた事件であつて、一九四五年最高裁判所の判決の結果、政府所有工場の拂下によつて、アルコアの外にレイノルツおよびカイザーの二つのアルミニウム會社が設立された。この事件は、企業規模それ自體 (size per se) が獨禁法違反を構成すると解釋された點において、アメリカの獨禁政策史上、大きな意味をもつものであつた。この事件の主査ラーネッド・ハンド (Learned Hand) 判事は、右について次のように言つた。「その間接の社會的

もしくは道義的影響の故に、それに従事する多數のものが少數のものの指令をうけなければならないような體制よりも、各自が自己の熟練や品性に頼つて成功をとげるような中小生産者の體制を選ぶことが可能である。このような考慮は、われわれが本法の可能な目的として示唆したものにすぎないが、判決はそれが事實、本法の目的であつたことを證明していると思う。」

(2) **アメリカ煙草事件**。これは、アメリカ煙草、レイノルツおよびリゲット・エンド・マイヤーズの三大煙草會社が卷煙草の全生産高の六八パーセントを獨占し、その取引慣行が「價格を決定しかつ支配し、……また、潜在的競争者によるこれらの市場への侵入の企圖に對して、實質的に強固な防衛方法を樹立するための結合乃至は共謀の存在」を示すような行爲を含む故をもつて、一九四六年、シャーマン法第二條違反の判決をうけた事件である。

(3) **チェッカー・キャブ事件**。法務省はチェッカー・キャブ會社が一九二九年以來、同社の製造するタクシー車の市場を確保する目的をもつて、シカゴ、ニューヨーク、ピッツバーグ、ミネアポリス等の有力タクシー會社を支

＜13＞ アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

配しようとする共謀をおこない、結局、同社はその子會社を通じて、シカゴのタクシー營業免許の八六パーセント、ピッツバーグでは一〇〇パーセント、ミネアポリスでは五八パーセント、ニューヨークでは一五パーセントを支配していたことをもって、シャーマン法違反とみなし同社を告發した。最高裁判所はこれに對し、一九四七年「共謀によつて影響をうけた州際取引の量はシャーマン法違反が問題となつたかどうかを決定する上に重大ではない。……もしも州際商業のあるかなりの部分が獨占、取引制限もしくは共謀の主題となつてゐるならば、それで十分である」という判決を下した。

(4) **パラマウント映畫會社事件**。これはパラマウントその他五つの映畫會社が、映畫の製作、配給および上映の諸段階をふくむ垂直的企業結合を形づくり、上映フィルムの價格ならびに封切館の獨占をおこなつてゐることがシャーマン法第一條の違反とみなされた事件である。これらの五つの映畫會社は九二の大都市における封切館の七〇を所有し、國內のフィルム賃貸料の七三パーセントをうけとつていたのであるが、裁判所は「これらの計數は、垂直的企業結合の戰略的利益と結びつく場合には、

しようと思えばこれらの市場から競争を排除する力を示すものである」とみなし、劇場所有と映畫の配給とを切り離すことを命じたのである。(一九四九年)

(5) **デュポン會社事件**。一九五七年六月三日、最高裁判所は、アメリカ最大の化學工業會社デュポン會社が、ジエネラル・モーターズに纖維製品および塗料を強制的に賣り込むことを目的として、その株式の二三パーセントに當る六、三〇〇萬株を取得してゐることをもって、競争を實質的に弱め、獨占を生ぜしめる可能性をつくり出すものであり、したがつてクレイトン法第七條に違反するものであるという判決を下した。この事件は最初一九四九年、シカゴの地方裁判所においてとり上げられたものであるが、その場合においては、地方裁判所は「政府は、共謀、獨占、取引制限もしくは取引制限の十分な可能性を立證することができなかった」と判定した。これに對して政府は一九五二年、最高裁判所に上訴をおこなひ、その結果、右のような判決が下されたのである。しかし、この判決に關し、バートン(Burton)判事は、裁判所は「法律の字句と目的、四十年の行政慣行ならびに地方裁判所の一つの判決を除くすべての先例を無視する

ものである」という反対意見を唱えた。

(6) ベツレヘム製鋼會社事件。ベツレヘム製鋼會社ならびにヤングスタウン鋼管會社は一九五六年一月十一日、ヤングスタウン社はベツレヘム社の普通株と交換に、その全資産を後者に譲渡するという「再編成案ならびに協定」を締結したが、司法省はそれをもってクレイトン法第七條に違反するものとみなし、そのような協定を廢棄すべしという民事訴訟をニューヨーク地方裁判所に提起した。右兩社の銑鐵、鋼塊および鑄鋼の生産能力の合計は、一九五六年一月一日現在で國內全生産能力の約二〇パーセントを占めていたが、司法省獨禁部の解釋によれば、右兩社の企業合同は(一)鐵鋼製品の生産ならびに販賣の分野における兩社間の競争を排除し、一般的競争を實質的に減殺することとなる、(二)その分野における集中度をいちじるしく高め、他の中小鐵鋼業者に對するベツレヘム社の競争上の地位を有利にするものと考えられたのである。

これらのものはいずれかといえば獨占禁止政策が積極的に勵行された主な事例であるが、しかし一方においては、獨禁政策の緩和乃至消極化を意味するような事例も

乏しくない。例えばユー・エス製鋼會社やナショナル製鉛會社事件などがそれである。

(1) ユー・エス製鋼會社事件。アメリカ最大の製鋼會社であるユー・エス製鋼會社は、戦争直後の一九四六年六月、ジェネヴァ製鋼工場を四、七五〇萬ドルで政府から拂下をうけ、その製鋼能力を全國内能力の三一・四パーセントから三二・七パーセントに増大せしめたが、同年十二月には、さらにマンソリデイトッド製鋼會社およびその四子會社を買收して、太平洋岸地方における供給力を強化させることをはかった。これに對して政府は直ちにチャー・マン法違反の訴訟を起したが、地方裁判所は一九四七年、その違法性を拒否し、最高裁判所もまた一九四八年、違法に非ずとみとめた。その判決は「垂直的統合によると否とを問はずコンソリデイトッド社とユー・エス製鋼との間の展鋼の排他的取引は、少くもそのような支配の効果が、その製品を販賣するための競争業者の機會を不當に制限することとならない間は法律違反ではない。……垂直的統合そのものは、それ以上のことがなければチャー・マン法違反とみなしえないことは明らかであるように思われる」といった。

(15) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

(2) ナショナル製鉛會社事件。ナショナル製鉛會社はデューボン社と提携して、チタニウムに關する國際カルテルならびに特許權ブールを結成し、チタニウムの國內生産の一〇〇パーセントを支配していた。政府はこれに對してシャーマン法違反の訴訟を起し、地方裁判所も最高裁判所も一九四七年、そのような協定が違法であることを認め、その協定の廢棄と、當事者がチタニウム特許を正當な權利金をもってあらゆる申請者に讓渡することを命じたが、しかし、デューボンとナショナル製鉛に對し、その二工場の一つを新しい獨立會社に讓渡することを命令すべきであるという政府の要求は、結局、裁判所の拒否するところとなった。

二十世紀財團は、「國際カルテルおよび國內獨占調査」報告書の中で、戦後における以上のような獨禁訴訟事件を詳細に検討した後に次のように言っている。

「最近の反トラスト事件における最高裁判所の腰がきまらない態度のこのような検討は、裁判所がそのシャーマン法解釋を有效な競争經濟の要求に冷酷に適合させることについて明らかに躊躇していることを示すものである。」

「最近の判決は、會社規模や市場力が自由企業の維持にとって重要であることについての新しい司法上の評價を示した。それは、シャーマン法違反があるかないかを決定するに當って、そのような力を行使するものの主觀的目的や「特定の意圖」よりも獨占力の保持が一層重要であるということをもとめた。それと同時に裁判所はこのような推理の線をその論理的歸結にまで追ってゆくことを明らかに喜んでいない。もしもある會社が絶對的獨占到達していないならば、もしもその會社による競争業者の買収が眞の事業上の必要から發しているならば、裁判所はいまなお正當理由の原則を固執する。たとえ、經濟理論や産業史が、賣手が少數で大きい市場においては、事情に通じた規律ある有效競争は起りそうもないということを教えるにしてもである。」

ハーヴァード大學のエドワード・メイソン (Edward S. Mason) 教授も、最近における獨禁政策、殊に司法政策が決して十分に積極的ではなく、むしろ貧弱なものであるという意見のようである。彼はいう。

「反トラスト政策の批判者たちは次のことをまとめ

ねばならないように思われる。それは、もしも大企業に對する攻撃の成否は實際におこなわれた解散や解體の數や重要性によつて判斷すべきであるとするならば、結果は全く貧弱であるということである。企業規模に對する攻撃がその絶頂に達したと思われている過去十年間において、企業の解體をもたらししたのは五つか六つの判決を出していない。⁽⁷⁾

メイスン教授は、エイ・アンド・ビー製茶會社、アメリカ電話電信、セロファン、IBM、デュボンなどの諸事件をあげて、政府當局が熱意をもつて大企業の取締りに當っている事實をみとめている。しかし「法務省がその救済請求の形で要求するものと、裁判所が排除措置の形でみとめるものとの間にはきわめて遠い距離がある。そして、反トラスト政策は、いろいろな公私のスポークスマンがそうあるべきものと考えるものではなくて、裁判所の多數意見がそうであると言ふものである」ということをつねに忘れてはならない⁽⁸⁾。つまり、「全くのところ、デュボン事件は例外であるかもしれないが、ある會社または企業結合に對して、單にその絶對的な經濟規模のゆえに措置がとられたことは一度もないという

のがおそらく正しいであらう、⁽⁸⁾」とメイスン教授はいうのである。

その後一九五二年には政府は西部の鐵道會社の獨占的運賃決定に關するシャーマン法違反訴訟を打ち切ることを發表したし、一九五四年には四大食肉罐詰業者に對する五年半にわたる獨禁訴訟を却下した。最近のデュボン・ジュネラル・モーターズ事件の判決については、經濟界において多くの反對論があるばかりでなく、裁判所の内部においても有力な異論があることは前に述べた通りである。

かつてゼネラル・エレクトリックの副社長であつたクインは、その『巨大株式會社・自由への挑戦』(一九五六年)の中で、一九五二―五六年の間におけるアメリカの獨占禁止政策が失敗であつたことを最も率直にみとめて次のように言っている。

「現在の一九五二―五六年政府のもとにおいて反トラスト法による強力な訴追が最少限度におこなわれたことは決して偶然でない。中でもモンゴメリー・ウォード、エイ・エンド・ビー、ゼネラル・エレクトリック、ウェスティングハウス、アルコアおよびイースト

＜17＞ アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

マン、コダックに對する訴訟は裁判所の外で、被告に
とって全く好都合な協定によつて解決された。投資金
融グループやデューボンに對する重要な訴訟は駄目にな
った。チェイズ・ナショナル銀行は好機をつかんでマ
ンハッタン銀行と合併したし、ナショナル・シティー
はファースト・ナショナル銀行と合併した。それらの
ものはいずれも五〇億ドル以上の企業集中である。反
トラスト諸法が不十分であるばかりでなく、記録の示
すところによると、それらの法律は十分に施行されて
いない。ひとつの答は次の事實の中に見出されるかも
しれない。ビッグ・ビジネスの人たちは政治運動に對
する重要な獻金者であつて、誰でも友達に反對するの
は氣がすまないのである。⁽¹⁾

いずれにしても最近の連邦政策の獨占禁止政府が幾多
の混亂を含み、いろいろな動搖を示していることは事實
であるように思われる。

(1) このときの改正は主として次の三つの點にかかわるも
のであつた。(一)ある會社が、他の會社の株式のみでなく、
その「資産」の全部もしくは一部を取得することも違法と
して禁止された。(二)そのような取得が、取得會社と被取得
會社との間の競争を實質的に減殺するか否かという基準が

法文から除かれた。(三)その取得が「ある地域」における商
業の制限となるか否かの基準が除かれ、その代りに、「かか
る取得の結果が國のある地域における商業のある部門にお
いて競争を實質的に減殺し、もしくは獨占を生ずることと
なる」か否かという基準が設けられた。これらの點におい
て、この改正は一層嚴格な獨占禁止の方向に沿っていた。

(2) 同委員會は一九五五年三月三十一日、「反トラスト法
報告」(いはゆるブラウネル報告)を提出したが、その報告
は獨禁諸法の法文解釋その他の點においてむしろ獨禁政策
を緩和する方向を示すものであつた。委員の一人であつた
ペンシルヴェニア大學のシュワルツ(Louis B. Schwartz)
教授は、同報告書の末尾に自己の反對意見を掲げたばかり
でなく、別にその少數意見を一層詳細に述べたパンフレ
ットを發行し、その中でこう言っている。

「多數意見の報告書はいろいろな點で反トラスト諸法を
弱めるであらう。また一層重要なことであるが、それは、
わが國における眞に競争的な經濟をつくり出すように法律
を強化するための必要な措置をとることができないもので
ある」(T. K. Quinn, *Giant Corporation. Challenge to
Freedom*, 1956, p. 124. 参照)

(3) 以下の違反ケースの資料については、主として Geor-
ge W. Stocking and Myron W. Watkins, *Monopoly
and Free Enterprise*, 1951, 4-43, *Report of the Attorney
General's National Committee to Study the Antitrust
Laws*, March 31, 1955, にあつた。

- (4) George W. Stocking and Myron W. Watkins, *op. cit.*, p. 308.
- (5) *ibid.*, p. 312.
- (6) *ibid.*, p. 313.
- (7) Edward S. Mason, "The New Competition," *The Yale Law Review*, Autumn, 1953, p. 39.
- (8) Edward S. Mason, *ibid.*, p. 40.
- (9) T. K. Qinn, *Giant Corporations, Challenge to Freedom*, 1956, pp. 122-123.

五 政府と大企業

連邦取引委員會もしくは法務省獨禁部を中心とする獨禁政策は、以上によってほぼ明らかであるように、多くの動搖と混迷をともなつてはいたけれども、それでもなおシャーマン法やクレイトン法の精神を生かす方向を指向していた。ところが政府の産業政策はややもすれば大企業の育成と擁護に傾き、そのために連邦取引委員會や法務省の獨占禁止政策と矛盾をきたす場合が少なくなつた。

その一つは、「一九四四年餘剩財産法」(Surplus Property Act of 1944) および「一九四四年戰時動員お

よ再轉換法」(War Mobilization and Reconversion Act of 1944) を基礎とする戦後の産業政策である。もとより、これらの法律の根本目的は、戦後の再轉換の時期において獨占産業を抑制し、新しい獨立企業を助長することによって平時的經濟進歩の條件をつくり出すことであつた。例えば、「餘剩財産法」はその目的の中に、「自由獨立の私的企業の平時經濟の再建、商業、工業および農業の獨立經營者の最大限の發展に最大限の援助を與えること。餘剩財産の廣汎で公平な分配をおこなうこと。新しい獨立企業の發展を助長すること。獨占もしくは取引制限を助長することなしに、餘剩財産をできるだけ速かに處分すること。」などをうたつていたし、また同法は法務長官に對し、財産、特許、工程、技術もしくは發明の拂下が反トラスト法の違反となるかどうかについて財産處理機關に助言を與える權限を與えていた。しかし、實際には政府の餘剩財産の拂下は多くの場合、大企業に有利な條件によっておこなわれ、結局、獨占を助長する結果となつた。

例えば一九四六年六月におこなわれたジニーヴァ製鋼所——戰時中政府によってユタ州ジニーヴァに建設され

(19) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

た最大の工場——の拂下の場合がそうであった。この拂下については、コロラド燃料製鐵會社、リプレイ製鐵會社、太平洋アメリカ鐵鋼會社その他多くの會社が拂下もしくは賃貸を希望し、それぞれ拂下價格もしくは賃貸料の申出をおこなったが、政府は結局、四、七五〇萬ドルの價格をもってこれをユー・エス製鐵會社に拂下げることを決定した。この場合、クラーク法務長官は、法務省獨禁部の意見を無視して、その拂下が反トラスト法違反とならないことを保證した。彼の見解によれば、ユー・エス製鐵の鋼塊生産能力の全國能力に對する比率は、一九三九年乃至一九四六年の間に三五・三パーセントから三一・四パーセントに下っており、ジニーヴァ工場の拂下によってもその分前は三二・七パーセントとなるにすぎないと考えられた。また法務長官の見解によれば、太平洋岸および山岳諸州だけについてみれば、ユー・エス製鐵の地域的支配力は、ジニーヴァ工場の買取によって一七・三パーセントから三九パーセントに高まるだけであるといわれた。ユー・エス製鐵自身の推計によると、ジニーヴァ工場の取得は、太平洋岸地域における五一パーセントの製鐵能力を同社に與えると考えられたが、にも

かわらず、法務長官は、その拂下は反トラスト法の違反とならないと結論したのである。その結果がユー・エス製鐵の獨占的地位を一層高めることとなったことは明らかである。ウォーター・アダムス (Walter Adams) はこれについて次のように言っている。

「ジニーヴァ取引における戰時財産局の間違はいくら大きく言っても言いすぎではない。假りにそれは、戰時中政府資金によって建てられた製鐵所のすべてのものに附隨している拂下權に違反するはずはなかったものとしよう。それゆえに、製鐵業における拂下方式は必然的に集中的産業構造を支援し、恒久化するものとしよう。戰時財産局は——五年前に犯した間違のために——鐵鋼のストレイト・ジャケット (手かせ足かせ) から脱れられなかったとしよう。これらのことをすべてみとめるとしても、なおかつジニーヴァ決定は了解に苦しむし、それを大目にみることにはなおさらでない。」

一九五五年におこなわれた合成ゴム工場の場合も同じことであった。この場合においては合成ゴム生産能力の六〇・六パーセントは四大ゴム會社 (グッドリッ

チ、グッドイヤー、ファイアストーンおよびユー・エス・ゴム)ならびにその子會社に、一二・七パーセントは、中小ゴム需要者の合同所有に屬する二つの會社(アメリカン・シンセーティックおよびコポライマー)に、残りの二六・七パーセントは二つの有力石油會社(シェールおよびフィリップス)ならびに一つの化學工業會社(ユナイテッド・カーボン)にそれぞれ拂い下げられた。ここでもゴム工業における産業集中が促進されたことは明らかである。ウォーター・アダムスはいふ。

「これを要するに、ゴム拂下計畫はなんら經濟力の實質的分散を達成しなかつたことをわれわれは見出す。それは、すでにタイヤやゴム管の約七六パーセント、ゴム靴の八〇パーセント、再生ゴムの八三パーセントを占めていた四大ゴム會社の支配的な地位を恒久化し、補強した。」⁽²⁾

一九五〇年九月二十三日に發布された「國內徵稅規程」(Internal Revenue Code)による短期資産償却措置も産業集中を促進せしめる役割を果した。この政策は、朝鮮事變の勃發に際して、民間企業による國防産業投資を奨励するために、國防に必要とみとめられた民間

建設の設備投資を純所得に對し五年間にわたって償却することを許そうとしたものであったが、それは企業にとっては課稅所得の輕減を意味するものであったために、それを申請するものが續出し、一九五三年九月三十日までの間に一七、〇〇五件の證明書が發行され、それに對應する設備投資額は合計二七六億一、〇二九萬七、〇〇〇ドルに上った。そして、そのような必要企業證明書の多くのものは大企業に對して發行された。⁽³⁾ 小企業は證明書發行分の約四三・三パーセントをうけとつたけれども、それは資産償却計畫による總投資額の一〇・四パーセントに當るにすぎなかつた。つまり、このような方法は、下院のドウスン委員會(行政諸省經費委員會)もいったように「わが國の基礎産業を既存の大企業にますます集中せしめる結果となる」ものであった。アダムスはこの點について、きわめて明快に言っている。

「政府はどうかと思われる租稅政策を採用した上に、反トラスト法と目的が矛盾するような作用をいとなみ、競争を刺戟し、擴大させるような可能な手段を無駄に使ってしまった。政府は不必要に、また明らかに無意識のうちに、その主權を、獨占に奉仕するため

(21) アメリカにおける獨占と獨占禁止政策

に使った。その結果、大企業は短期資産償却計畫による政府補助金に助けられて、約二〇〇億ドルの設備をもって國防期間から抜け出すことになるであらう。⁽⁴⁾

さらにアメリカ政府がその國防計畫の重要な一環として推進せしめつつある原子力政策も、いろいろな點で獨占禁止政策と矛盾する多くの要素をふくんでいた。もともとアメリカの原子力工業は最初から大企業の手によって運営されていた。例えばワシントン州ハンフォードの原子力工場はデューボンによって運営されていたし、テネシー州オークリッジの工場とケンタッキー州パドワカの工場とはそれぞれジェネラル・エレクトリックおよびユニオン・カーバイド・エンド・カーボンによって動かされていた。これらの諸會社の外、それぞれ公益企業、工業、化學などの大企業によって組織される十三の「研究集團」が結成せられ、原子力に關する研究や開發の事業を擔當した。その一つであるデトロイト・エデソン・ドウ・ケミカルは、五つの化學工業會社、三つの土建會社および二三の民間電力會社によって組織せられ、その總資産は八三億ドルに上っていた。

一九五四年、一九四六年のマクマホン法に代つて新ら

に制定された「一九五四年原子力法」は、民間企業に對する多額の政府補助——それは一九四六—五二年の間一二〇億ドルに上った——をみとめた點において、特許の獨占的濫用の防止規定を消極化せしめた點において、また原子力委員會の原子力企業認可に當つての法務省長官の勸告權を剝奪した點において、明らかに獨占禁止政策に矛盾し、新しい産業集中を促進するような性質のものであった。最初のマクマホン法においては、原子力委員會は、原子力企業の認可を與えるに當つて、競争的認可方針をとり、その認可の結果が取引制限を助長し、もしくはこの分野への新たな企業參加を妨害するような場合には認可を與えないことを明文をもって命ぜられていたが、新立法においては、委員會はこの點について事前の司法長官に問合せればよいこととなった。これらの點において、一九五四年原子力法はしばしば「動力トラストの勝利」であるといわれたのである。

アダムスは「獨占の規制はせいぜい狐火にすぎない」ということ、それは競争體制に對する貧弱な代替物であるということ、また、それは獨占資本家と戦わねばならないひとよりもむしろ獨占資本家を保護することに終ると

いうこと——これらのことは電力料金の規制に對する歴史の悲しむべき教訓である。」⁽⁵⁾と言っているが、それはそのまま「一九五四年原子力法」についても當てはまるように思われる。

アメリカでは、法務省および連邦取引委員會の手によって獨占禁止政策がかなり積極的に推しすすめられているが、政府の他の部局においてはしばしばそれと矛盾するような政策がとられている。そして、そのような矛盾と混迷こそは、アメリカ資本主義體制の特質のひとつの

集約的な表現なのである。

- (1) Walter Adams and Horace M. Gray, *Monopoly in America. The Government as Promoter*, 1955. p. 125.
- (2) *ibid.*, p. 139.
- (3) *ibid.*, pp. 87—89.
- (4) *ibid.*, p. 90.
- (5) *ibid.*, p. 155.

(一九五八・四・二六)

(一橋大學教授)